（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正）

第一条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「（次条において「特例業務」という。）」を削る。

第七条中「の規定により特例業務」を「並びに法附則第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第九条第一項中「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同項第三号中「第六号イ」を「第七号イ」に改め、同項第六号ロ中「額」の下に「（当該事業年度における法附則第十一条第一項第六号の規定による長期借入金の額に相当する額を除く。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　当該事業年度における法附則第十一条第一項第七号の規定による長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払に要する費用の額

第九条第二項中「前項第六号イ」を「前項第七号イ」に改め、同条第四項中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改める。

附則第四条第一項第二号中「及び口」を「から八まで」に改め、同号に次のように加える。

八　当該半期における法附則第十一条第一項第六号の規定による長期借入金の額

附則第四条第一項第三号中「及び口」を「から八まで」に改め、同条第二項第一号中「第二十一条第一項の特例業務」を「第十三条第一項及び第二項に規定する業務」に改め、同項第二号中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、「（平成十五年度に係るものにあっては、当該減じて得た額）」を削り、「第二十一条第一項の特例業務」を「第十三条第一項及び第二項に規定する業務」に改める。

（全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正）

第三条　全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「平成二十五年四月一日から平成二十九年九月三十日までの間」を「令和三年度以降」に改める。

附則第三項中「附則第六条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

附則第四項中「附則第六条第三項」を「附則第八条第三項」に改める。

（日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令の一部改正）

第四条　日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第七条第二項の表中「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第五条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、「この条」の下に「及び次条」を、「附則第五条第一項」の下に「及び第七条第一項第一号」を加え、同条第二項第一号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第七号まで」に改め、同項第二号中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、「いう。）」の下に「並びに債務等処理法附則第七条第一項第二号及び第三号の業務」を加え、同条第四項中「附則第四条第一項第二号」の下に「及び第六条第一項」を加える。

附則第二十四条中「特例業務」の下に「及び債務等処理法附則第七条第一項第三号の業務」を加える。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令を公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百三十六号

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第九条第一項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令（平成十四年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（漁場特定事業）」に改め、同条中「第八条の特定事業として」を「第九条第一項の」に、「次の各号のいずれかに」を「次に」に改め、「事業で、当該事業に要する経費の総額が五千万円以上の」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第九条第一項第一号の政令で定める額は、五千万円とする。

第二条の見出し中「通常の補助の割合」を「漁場特定事業に係る経費の二分の一」に改め、同条中「特定事業（法第八条に規定する特定事業をいう。以下同じ。）について同条」を「法第九条第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「通常の補助の割合」を「同号に掲げる漁場特定事業に係る経費の二分の一」に、「当該特定事業」を「当該漁場特定事業」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉